

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特 27 号 48 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 法律第 56 号
【管轄省庁】	国会
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 11 月 30 日）の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行 〔平成 22 年 12 月 1 日〕 * 第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行
【法令のあらまし】	1 国会議員の秘書の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定する。（別表第1及び別表第2関係） 2 平成22年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定する。（第1条の規定による改正後の第15条関係） 3 平成23年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定する。（第2条の規定による改正後の第15条関係） 4 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定する。（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第3項関係）
【改正される法令】	国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成 2 年法律第 49 号） 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 110 号）